

沖縄を再び戦場にさせない！

－南西諸島のミサイル基地化と「安保3文書」－

2023. 6. 6

沖縄革新懇代表世話人 仲山忠克

第1 新たな戦前の到来

- 1 「戦後」から「新たな戦前」への転換期へ
- 2 非戦・非武装の憲法の下で、「新たな戦前」とは→安保3文書の存在
- 3 安保3文書は我が国の安全保障政策の基本方針→我が国の安全保障は日米安保体制が基軸との政府方針→安保3文書は日米安保体制の進化がもたらした現在の到達点

第2 我が国の統治体制の特徴

1 二元的な統治体制

- (1) 近現代国家の統治の原則…立憲主義（憲法体制）
- (2) 我が国の統治体制…憲法体制と安保体制の同時併存

2 憲法体制

- (1) 理念…武力によらない平和
 - ・統治原理としての非戦・非武装、人権保障としての平和的生存権
 - ・「命どう宝」による人類共生
 - ・井上ひさしの言葉 「たがいの生命を大事にしない思想など、思想と呼ぶに値しません。」「ぼくの思想に人殺しの道具の出る幕はありません」（「組曲虐殺」より）
 - ・9条提唱者幣原喜重郎の決意と原爆詩人峠三吉の叫び（資料1、1頁）
- (2) 世界史の贈り物
 - ・戦争のルール化（戦時国際法）→戦争違法化（パリ不戦条約、国連憲章）→戦争消滅化へ
 - ・コスタリカを中心とする非武装国家は世界で27か国

3 安保体制

- (1) 理念…武力による平和
 - ・日米軍事同盟の成立→我が国の安全保障体制の基軸（政府の主張）

- ・軍事力の特性とアルバート・セント・ジェルジの言葉（無限肥大性、敵の創出と優位性の獲得、事件のでっち上げ）（資料1，1頁）

(2) 安保条約の2つのねらい

- ① 在日米軍基地の自由使用とそれを拠点とする米の世界戦略
 - ・ダレス発言→在日米軍基地を貫く原則（資料1，1～2頁）
 - ・谷内正太郎と翁長雄志の発言（資料1，2頁）
- ② 自衛隊を米軍の侵略戦争へ加担させる
 - ・米軍主導による創設と育成（米軍との一体化）
 - ・専守防衛（盾）から他国侵略（矛）への脱皮

第3 米の中国敵視政策と同盟国日本の役割

1 米国の戦略

- (1) 冷戦終了後、中国を新たな敵とみなし、同盟国を動員しての対処方針
- (2) 台湾有事…中国敵視政策の正当化の根拠とする。台湾の独立を巡る米中の軍事的衝突
 - ・米軍は沿岸作戦、中国領土への攻撃は日本が肩代わり

2 我が国の役割

- (1) 南西シフトの形成…対中国戦対策
 - ・第一列島線内に中国艦船を封じ込める対中国ミサイル網の構築
 - ・南西諸島への自衛隊開設とミサイル部隊の配置（資料2）
 - ・自衛隊基地－米軍との共同使用（日米地位協定2条4項（b））
- (2) 配備先の状況－与那国島、石垣島、宮古島、うるま市、奄美大島
- (3) 台湾有事の可能性…「リスクもどき」→危険をあおり軍拡の正当化の根拠に
(資料1，3～4頁)

第4 安保3文書とその危険性

1 安保3文書とは

- ・我が国の安全保障体制の基本となる政策を定めたもの…①国家安全保障戦略、②国家国防戦略、③防衛力整備計画の3文書をいう（資料3－1）

2 安全保障政策の大転換

- (1) 「戦後の我が国の安全保障政策を実践面から大きく転換するもの」と明記。
理論面からの転換（2014.7の集団的自衛権行使容認の閣議決定と2

015. 9に安保法制＝戦争法の制定) をうけて、それを実践面で具体化する

(2) 戦後の安全保障政策＝専守防衛論 (資料1, 3頁)

- ・その内容と役割…自衛隊合憲論の論拠
- ・原則…海外派兵の禁止、集団的自衛権行使の禁止
- ・効果…盾の役割、保有武器の制限、他国 (特にアジア諸国) への安心供与

(3) 敵基地攻撃能力の保有 (資料3-2)

- ・専守防衛から敵領域内での先制的侵略攻撃へ
- ・「盾」から「矛」への脱皮
- ・戦争国家への国家改造策
- ・その行き着く先は9条の明文改憲

(4) 敵基地攻撃能力保有の具体化

- ① スタンド・オフ・ミサイル (射程1000～3000km) の開発 (5年間で5兆円) と配備。米軍「トマホーク」400発を2113億円で購入 (資料3-3)
- ② 米の「統合防空ミサイル防衛」(IAMD) への参加
- ③ GDP2%の防衛予算－5年間で43兆円、世界第3位の軍事大国化へ→国民生活の破綻へ (資料3-1)
- ④ 戦争を前提とした対策

自衛隊 能力の強化 (無人兵器・宇宙サイバー・電磁兵器の確保)

基地の強靱化 (主要司令部の地下化)

全国283地区、2万3000棟、4兆円

民間空港、港湾の使用 (下地島空港の軍事利用化の動き)

国民 国民総動員体制と統制 (「国家としての力の発揮は国民の決意から始まる」)

国民避難計画→与那国町の避難基金の条例制定

(5) スタンド・オフ・ミサイルの南西諸島への配備予測 (資料3-3)

- ① 島々の戦場化は必至 (沖縄戦の再来)
- ② 島国で逃げ場のない住民の犠牲は避けられない。

第5 我が国の平和をどう築くか

1 憲法の平和構築の構想（憲法前文）

国連の集団的安全保障と平和外交の努力、特に後者の重要性

2 日中共同宣言の遵守（資料1，4頁）

- ・ 平和的手段による紛争の解決、武力の行使、武力の威嚇の禁止（1972. 日中共同声明）。「双方は、互いに協力のパートナーであり、互いに脅威とならないことを確認した」（2008年日中共同声明）

3 北東アジアにおける平和の枠組みの構築（資料1，4頁）

- ・ 東南アジアにおける友好協力条約を北東アジアでも見習って構築することの必要性

第6 結びにあたって

1 沖縄の戦中、戦後史の教訓を全国民的規模での共有化

2 9条改憲阻止の運動と安保3文書無効化の運動の結合

3 日米安保体制の打破、安保条約の廃棄へ

4 ウィーン宣言「私たちの前に立ちほだかる課題や障害に幻想を抱いていない。しかし、私たちは楽観主義と決意をもって前進する。」「私たちは、開かれた道をすべて選び、まだ閉ざされている道を開くために粘り強く努力する」（2022. 6）

1 憲法9条の制定の動機等

(1) 幣原喜重郎の9条制定の動機と決意

軍事力を廃止した9条は今までの常識ではおかしい。しかし、原子爆弾が出てきた以上、世界は真剣に戦争をやめることを考えなければならない。戦争をやめるには武器を持たないことが一番の保証。

非武装宣言は狂気の沙汰、自ら狂人とならない限り、軍備競争の蟻地獄から抜け出せない。これは世界史の扉を開く狂人、その歴史的使命を日本が果たすのだ。

(2) 原爆詩人・峠三吉の叫び

にんげんの にんげんのよのあるかぎり / くずれぬへいわを / へいわをかえせ

2 軍事力と軍事による平和

(1) アルバート・セント・ジョルジュ（ハンガリーの生化学者）

「軍隊のおもだった生物的特徴の一つは、ガン細胞の場合と同様に、それが無限に肥大していくという点です。必要のあるなしにかかわらずです。（中略）肥大が避けられない理由には、あと二つあります。一つは、軍隊というのは必ず相手方の軍隊をつくりあげ、それよりも優位に立とうとすることです。

（中略）いま一つは、手ぶらでいることはできない、という理由です。そこで事件をつくりあげては、軍隊を戦争やいかがわしい冒険に駆り立てるのです」（「狂ったサル」（サイマル出版会）より）

(2) 幸徳秋水（日露戦争への反戦論）

「未だ軍備と徴兵が国民のため一粒の米、一片の金をだに産するを見ざるなり」（「20世紀の怪物帝国主義」）

(3) ヴァイツェッカー（西ドイツ大統領）

「自らの力が優越してこそ平和が可能であり確保されていると全ての国が考え、平和とは次の闘いの準備期間であった—こうした時期がヨーロッパ史のうえで長くつづいたのでありますが、われわれはこれに終止符を打つ好機を拡大していかななくてはなりません」（「荒れ野の40年」）

(4) ニーチェ（ドイツの哲学者）

「武装平和とは、自国と隣国を信頼せず、半ば憎悪、半ば恐怖から武器を放棄しかねる意向上の平和である」（「人間的な、あまりに人間的な」第2部）

3 安保条約の目的と役割

(1) ダレス（国務省政策顧問）

「我々（米国）の望む兵力を、望む場所に、望む期間だけ駐留させる権利を確保すること」、「（その）目的が達せられた」、「アメリカにそのような権限を与えるような日本政府は、日本の主権を傷つけたと必ず攻撃されるだろう」

(2) 谷内正太郎（元外務事務次官）

「同盟というのは騎士と馬の関係の構築」、「騎士と馬が一体になれば同盟は強固になる」、「騎士が方向を決め、馬は騎士がどちらに行こうとしているかをよく判断をして、一体になって行動することを期待されている」

(3) 翁長雄志（前沖縄県知事）

「日本国憲法の上に日米地位協定があり、国会の上に日米合同委員会がある」

(4) アレン・ネルソン（元海兵隊員）

「米兵は訓練によって暴力性・殺人性を徹底的に意識と身体にたたき込まれる。米兵が街へ外出するとき、それらの殺人性・暴力性のみを基地内に置いておくことはできない。殺人性を帯びた米兵の街への外出は不可避免的に犯罪を発生させる。米兵犯罪のたびに米軍当局は綱紀粛正を言うがそれは建前で、本音はようやく本物の兵隊になったと満足する」

4 日本の平和と米軍抑止力論の神話

(1) ワインバーガー（米国防長官）

「沖縄の海兵隊は、日本の防衛には充てられない。それは米第七艦隊の即応海兵隊であり、同艦隊の通常作戦区域である西太平洋、インド洋のどの場所にも配備される」

(2) チェイニー（米国防長官）

「（在日米軍が）日本のためだというのは正確でない。日本で空母戦闘部隊を維持する方が、米国西海岸で維持するよりも安上りだからだ」、「我々が日本に安全保障面で何らかの施しをしているように考えるのは根本から間違っている」

(3) アーミテージ（元米国防省高官）

「私は米国を愛するがゆえに日米同盟の仕事を喜んでやってきた。多くの日本人の友人がいるが、日本を愛するがゆえに私が何かをすることはない。何が米国の国益かを私は知っている」

(4) 富沢暉（元陸自幕僚長）

「在日米軍基地は日本防衛のためにあるのではなく、米国中心の世界秩序の維持存続のためにある」

(5) 久間章生（元防衛大臣）

「誤解を恐れずに言うと、在日米軍はもう日本を守っていない」、「新たに米国の世界戦略の拠点になっているのが在日米軍基地なのだ」、「在日米軍基地は日本の防衛のためというより、『不安定の弧』といわれる中東から中国を含む東アジアにかけて展開する米軍のための最大拠点と見た方が正しい」

- (6) [参考] ヘルマン・ゲーリング (ナチス・ヒトラーの右腕といわれた人物)
「もちろん人々は戦争を欲しない。しかし結局は国の指導者が政策を決定する。そして人々をその政策に引きずり込むのは実に簡単なことだ。(略) 反対の声があろうがなかろうが、人々が政治指導者の望むようになる簡単な方法とは、『国が攻撃された』と彼らに告げればいいだけだ。それでも戦争回避を主張する者たちには『愛国心がない』と批判すればいい」

5 集団的自衛権に関する政府見解の変遷

(1) 用語の説明

個別的自衛権…自国が攻められた場合、自国防衛のための反撃としての武力行使の権利

集団的自衛権…他国(同盟国)が武力攻撃を受けた場合、被害国を援助して、共同して防衛に当たる権利

(2) 1972. 10. 14の政府見解

「わが憲法の下で武力行使を行うことが許されるのは、我が国に対する急迫、不正の侵害に対処する場合に限られるのであって、したがって、他国に加えられた武力攻撃を阻止することをその内容とするいわゆる集団的自衛権の行使は、憲法上許されないといわざるを得ない。」

(3) 2014. 7. 1の閣議決定(新三要件)

「①我が国に対する武力攻撃が発生した場合のみならず、我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある場合において、②これを排除し、我が国の存立を全うし、国民を守るために他に適当な手段がないときに、③必要最小限度の実力を行使することは、従来の政府見解の基本的な論理に基づく自衛のための措置として、憲法上許容されると考えるべきである」

(4) 9条に関する自民党改憲案(2018. 3)

9条1項、2項はそのままにして、次の9条の2を追加

「9条の2 前条の規定は、我が国の平和と独立を守り、国及び国民の安全を保つために必要な自衛の措置をとることを妨げず、そのための実力組織として、法律の定めるところにより、内閣の首長たる内閣総理大臣を最高の指揮監督者とする自衛隊を保持する。

②自衛隊の行動は、法律の定めるところにより、国会の承認とその他の統制に服する。」

6 台湾有事

(1) 河野克俊(前自衛隊統合幕僚長) 21年5月会見

「台湾有事になれば、日本の南西諸島も一つの戦域になるのは軍事的には常

識で、日本の安全保障に直結する」

- (2) 蔡英文（台湾総統）
「圧力に屈服せず、支持を得ながらも暴走しない」、「『現状維持』のスタンス」、
「『挑発しない』政策」（「文藝春秋」21年9月号）
- (3) カートキャンベル（米国家安全保障会議インド太平洋調整官）
「台湾の独立は支持しない」「現在の米中関係に『冷戦の枠組み』を当てはめてみようとは思わない」（21年7月6日）
- (4) 岡田充（共同通信客員論説委員）
「台湾有事の危機感を煽ることで日本を対中抑止の『最前線』にしようと狙っている」（「東洋経済」21年4月22日号）

7 東南アジアにおける友好協力条約(TAC)

第1条 この条約は、締約国の強化、連帯及び関係の緊密化に寄与する締約国の国民の間の永久の平和、永遠の友好及び協力を促進することを目的とする。

第2条 締約国は、その相互の関係において、次の基本原則を指針とする。

- a すべての国の独立、主権、平等、領土保全及び主体性の相互尊重
- b すべての国が外部から干渉され、転覆され又は強制されることなく国家として存在する権利
- c 相互の国内問題への不干渉
- d 意見の相違又は紛争の平和的手段による解決
- e 武力による威嚇又は武力の行使の放棄
- f 締約国間の効果的な協力

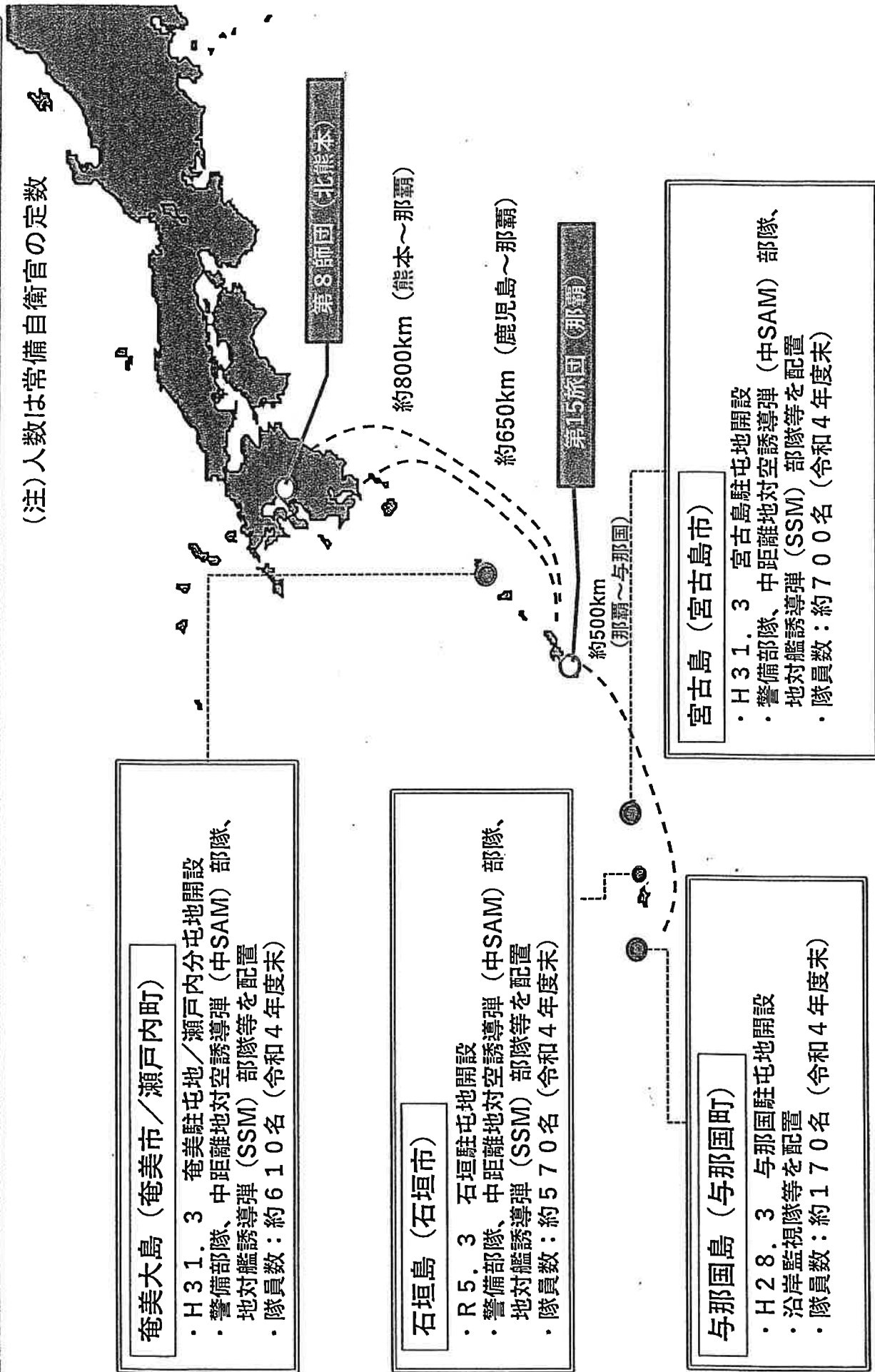
8 日中共同声明等

平和5原則と国連憲章の原則を両国家間の準則とするとの合意

- (1) 日中共同声明（1972年）
「6 日本国政府及び中華人民共和国政府は、主権及び領土保全の相互尊重、相互不可侵、内政に対する相互不干渉、平等及び互恵並びに平和共存の諸原則の基礎の上に両国家間の恒久的な平和友好関係を確立することに合意する。
両政府は、右の諸原則及び国際連合憲章の原則に基づき、日本国及び中国が、相互の関係において、すべての紛争を平和的手段により解決し、武力または武力による威嚇に訴えないことを確認する。」
- (2) 日中平和友好条約（1978年）、日中共同宣言（1998年）
- (3) 2008年の日中共同声明
「双方は、互いに協力のパートナーであり、互いに脅威とならないことを確認した」。

南西地域における陸上自衛隊駐屯地等の設置状況

(注)人数は常備自衛官の定数



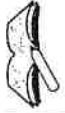


安保3文書の柱

国家安全保障戦略	最上位の戦略文書。戦後の安全保障政策を実践面から大きく転換。敵基地攻撃能力(反撃能力)の保有、軍事費「GDP2%」を明記
国家防衛戦略 (旧防衛計画の大綱)	「防衛目標」の設定と方法、手段を明記。重視する能力7項目 ①スタンド・オフ防衛②統合防空ミサイル防衛③無人アセット④領域横断作戦⑤指揮統制⑥機動展開・国民保護⑦強靱性・持続性)を明記
防衛力整備計画 (旧中期防衛力整備計画)	10年後の体制を念頭に5年間の経費総額(23~27年度で43兆円・内訳下記)や装備品の数量などを記載。敵基地攻撃兵器などの導入計画を記載

防衛費総額約43兆円の主な内訳

- ▽ スタンド・オフ防衛 約5兆円
長射程のミサイルの配備など
- ▽ 総合防空ミサイル防衛 約3兆円
新型イージス艦など整備
- ▽ 無人アセット防衛 約1兆円
攻撃型無人機など配備
- ▽ 宇宙 約1兆円
次期防衛通信衛星など整備
- ▽ サイバー 約1兆円
サイバー防護機材、人材育成など
- ▽ 機動展開能力 約2兆円
海上・航空輸送能力を強化など
- ▽ 弾薬・誘導弾 約2兆円
- ▽ 装備品等の維持整備費 約9兆円
- ▽ 施設の強靱(きようじん)化 約4兆円
重要施設の地下化
- ▽ 研究開発 約1兆円
民生先端技術のとりこみ

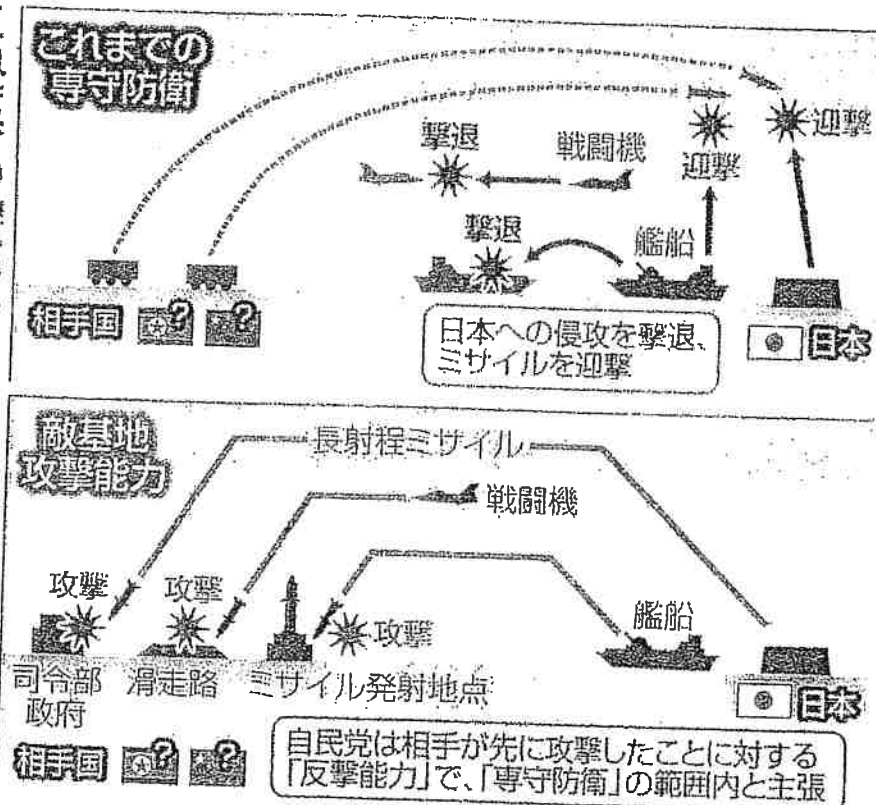
防衛費倍増「5兆円」あったら何が
できるか？(政府の資料などに基づく)

大学授業料の 無償化※	1.8兆円
子育て ・教育 	1兆円
小・中学校の 給食無償化	4386億円
年金 	4兆 8612億円
医療 	5兆 1837億円
消費税	現在10%の税率から、 2%を引き下げ
	4兆 3146億円

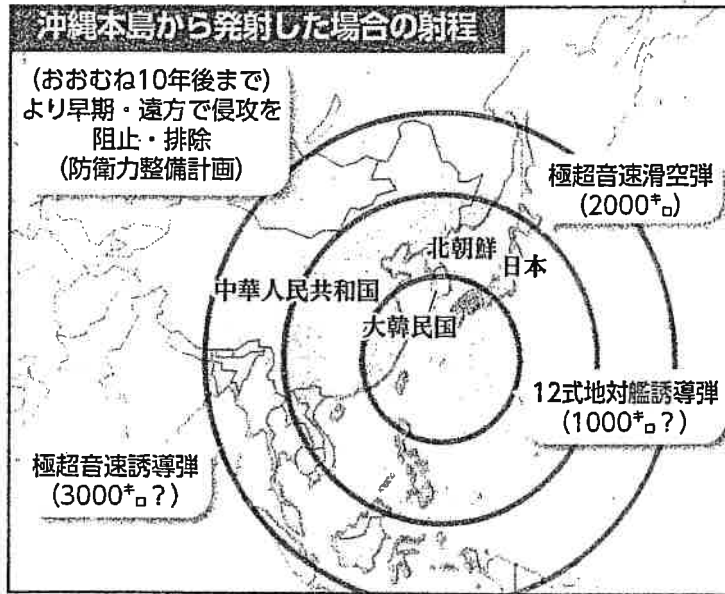
※の大学無償化、児童手当は立憲民主党試算による(政府資料などから作成)

(大奥「岸田入軍拡と「戦争国家」づくり」)

これまでの「専守防衛」の考え方と
岸田政権が検討する敵基地攻撃能力のイメージ



(東京新聞2022年11月23日から)



導入するスタンド・オフ・ミサイル(長射程ミサイル)

国産(開発・研究中)

12式地对艦誘導弾能力向上型/1000*以上

地上だけでなく艦船、戦闘機(F2戦闘機)にも搭載。2026年度以降の配備めざす



極超音速高速滑空弾/2000*?

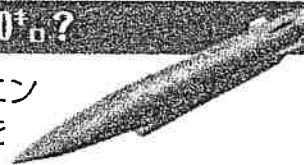
(島嶼防衛用高速滑空弾・能力向上型)

高高度を上下動しながら滑空し、マッハ5以上で落下・攻撃。配備時期未定



極超音速誘導弾/3000*?

スクラム・ジェットエンジンを搭載。低高度をマッハ5以上で飛行。誘導で軌道も自在に。配備時期は未定



輸入

トマホーク/1600*?

米国製の長距離巡航ミサイル。イラク、アフガニスタンなどの米の先制攻撃戦争で使用。23年度予算案に2113億円計上。400発購入予定



陸上自衛隊石垣駐屯地（仮称）への長射程ミサイル配備に関する意見書

12月12日、防衛省が長射程化を進めていた地上発射型の12式地対艦ミサイル（SSM）について、陸上自衛隊石垣駐屯地（仮称）を含む先島諸島や沖縄本島の駐屯地へ配備する方向で検討していることが報道された。

その後、16日には安保関連3文書を閣議決定され、反撃能力（敵基地攻撃能力）保有の明記がなされた。

これらの装備や法整備が進むことで、他国の領土を直接攻撃することが可能となり、近隣諸外国を必要以上に刺激するおそれがあり、有識者からも慎重な議論を求める声があがり、憲法違反の可能性も指摘されている。

国境の島ともいわれる、石垣島の現場で日々生活するなかで自衛隊の配備にはこれまで賛否の意見があったが、防衛省主催の住民説明会では、配備される誘導弾（ミサイル）は、他国領土を攻撃するものではなく迎撃用であくまでも専守防衛のための配備という説明であり、それを前提に議論が行われてきた。

ここにきて突然、市民への説明がないまま、他国の領土を直接攻撃するミサイル配備の動きに、市民の間で動揺が広がっており、今まで以上の緊張感を作りだし危機を呼び込むのではないかと心配の声は尽きない。

石垣市議会は、「平和発信の島」、「平和を希求する島」との決意のもと議会活動しており、自ら戦争状態を引き起こすような反撃能力をもつ長射程ミサイルを石垣島に配備することを到底容認することはできない。

前記の12式地対艦ミサイル（SSM）や米国より購入する計画のある巡航ミサイルトマホークなど、他国の領土を直接攻撃することが可能な長射程ミサイルの石垣島への配備計画等について、十分な説明のないまま進めることがないよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年12月19日

石垣市議会

宛先 内閣総理大臣、内閣官房長官、防衛大臣、沖縄防衛局

沖縄を再び戦場にしないよう日本政府に対し対話と外交による平和構築の積極的な取組を求める意見書

令和4年12月16日に閣議決定された国家安全保障戦略、国家防衛戦略及び防衛力整備計画の3つの文書には、反撃能力の保有、防衛体制強化のための南西地域の空港・港湾建設等の整備・強化及び第15旅団を師団に改編すること等、沖縄の軍事的負担を強化する内容が記述されている。また、沖縄本島のうるま市をはじめ宮古及び八重山地域へのミサイル配備、航空自衛隊那覇基地の地下化及び沖縄市の弾薬庫建設等、本県の軍事要塞化も進んでいる。

アジア太平洋地域の安全保障環境が厳しさを増していると言われる中、軍事力機能の増強による抑止力の強化がかえって地域の緊張を高め、不測の事態が生ずる危険性が増すことへの懸念は拭えない。また、反撃（敵基地攻撃）能力による攻撃は、相手国からのミサイル等による報復を招くことは必至で、「沖縄が再び「標的」とされる」との不安が県民の中に広がっている。

当該3文書は、中国の対外的な姿勢や軍事動向等を国際社会の平和と安定への最大の戦略的な挑戦と位置づけており、南西諸島への軍事的機能の増強が進んでいる現状は、明らかに中国を意識したものである。

一方、日本と中国はこれまで「日中共同声明」をはじめ、「日中平和友好条約」、「日中共同宣言」、「戦略的互惠関係の包括的推進に関する日中共同声明」及び「日中関係の改善に向けた話合い」等に基づき、両国関係のさらなる深化と諸問題の解決を進め、平和共存の道を歩んできた。

中国は今や日本にとって最大の経済パートナーで、お互いにとって必要不可欠な関係が既に構築されていることから、日中両国は、国民の命を脅かし、アジア太平洋地域において甚大な経済損失を生み出すことがないように緊張緩和と信頼醸成を図り、平和構築への最大限の努力を払うべきである。

よって、沖縄県議会は、日本政府に対し、対話と外交による平和構築への一層の取組により、決して沖縄を再び戦場にしないよう強く求め、下記事項について強く要請する。

記

- 1 アジア太平洋地域の緊張を強め、沖縄が再び戦場になることにつながる南西地域へのミサイル配備など軍事力による抑止ではなく、外交と対話による平和の構築に積極的な役割を果たすこと。
- 2 日中両国において確認された諸原則を遵守し、両国間の友好関係を発展させ、平和的に問題を解決すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年3月30日

沖縄県議会

衆議院議長	}	宛て
参議院議長		
内閣総理大臣		
外務大臣		
防衛大臣		
内閣府特命担当大臣 (沖縄及び北方対策)		